

知っておきたいソフトウェア 関連判決（その39）

—知財高裁審決取消事件（携帯情報端末事件）—

会員・平成26年度ソフトウェア委員会 松田 真

要 約

本件は、原告が、意匠に係る物品を「携帯情報端末」とする意匠登録出願が拒絶審決を受けたので、これに不服として審決取消訴訟を提起した事案である。

目次

1. 判決の要約
2. 審決における本願意匠の認定
3. 本願意匠の想像図
4. 引用画像
5. 裁判所の判断
6. 考察

これまで、「知っておきたいソフトウェア特許関連判決」というタイトルでソフトウェア関連の判例を紹介してきたが、昨今、ソフトウェア関連の実務において特許法以外の法域にも目を向けなければならない。そこで、今回から「知っておきたいソフトウェア関連判決」とタイトルを改める。今回は、グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）関連の「意匠」についての判例を取り上げる。

1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平成26年（行ケ）第10076号
- (2) 判決言渡日：平成26年9月11日
- (3) 意匠に係る物品：携帯情報端末
- (4) 事件経緯：意匠に係る物品を「携帯情報端末」とする意匠について意匠登録出願（意願2011-26654号）した原告が拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判（不服2013-12243号事件）を請求したが、特許庁から拒絶審決（3条2項で創作容易）を受けたため、これに不服として審決取消訴訟を提起したものである。
- (5) 判決内容：原告の請求を棄却する。

2. 審決における本願意匠の認定

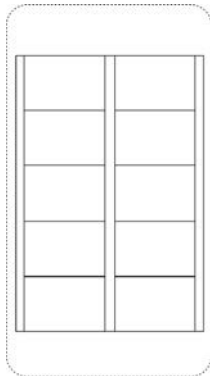
審決は、本願意匠に関して次のとおり認定した。

『本願画像部分は、携帯情報端末正面の縦長長方形画面の表示部分で、その中に、動画メニュー選択のための縮小動画を表示する矩形部が複数個配置されており、それらの矩形部を指で触ることによって、動画メニューの選択操作を行うものであり、その態様は、
(A) 全体は、縦長長方形画面を縦方向の直線で分割し、画像一覧表示部として、それぞれを複数の選択対象動画表示枠として分割した2本の太帯状部を、その間に細幅の、左右両端にこれより細幅の、それぞれ帯状余地部を設けて、左右対称に配置した構成で、
(B) 各太帯状部は、4本の横方向の直線で等分割し、選択対象動画表示枠として同形同大の横長長方形枠を縦に5段重ねに並べた態様で、
(C) 端末を横長に把持したときは、横長長方形画面を横方向の直線で分割し、画像一覧表示部として、それぞれを複数の選択対象動画表示枠として分割した2本の太帯状部を、その間には細幅の、上下両端にはこれよりやや広幅の、それぞれ帯状余地部を設けて、上下対称に配置した構成で、
(D) 端末を横長に把持したときの各太帯状部は、3本の縦方向の直線で等分割し、選択対象動画表示枠として同形同大の横長長方形枠を横に4個並べた態様で、
(E) 選択対象動画表示枠に表示された動画を選択することにより、その動画が縦長長方形画面の表示部分に拡大表示され、
(F) 動画一覧表示部に表示された選択対象動画は、スライド操作により上下又は左右に移動可能としたものである。』

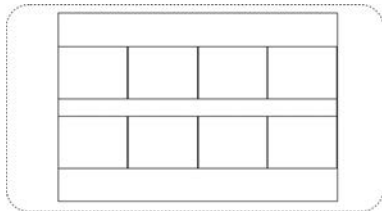
3. 本願意匠の想像図

当該意匠登録出願について意匠登録がなされていないため、本願意匠の想像図を作成した。

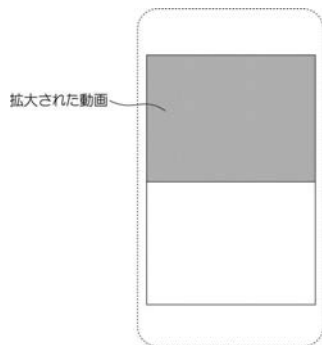
【態様 A, B, F (想像図)】



【態様 C, D, F (想像図)】



【態様 E (想像図)】



なお、態様 E については、「操作者が視聴を希望する縮小動画の表示された動画表示枠を指で触ると、その動画が表示部上半分に拡大表示され」（「第5 当裁判所の判断」の1(2)）も参考にした。

4. 引用画像

審決において、3条2項による拒絶の根拠として、画像1と画像2が引用されている。

【画像1】

画像1は、把持可能なデジタルビデオカメラのモニター画像である。



(引用：DOS/V マガジン 2007年11月号, p130-131)

【画像2】

画像2は、二つ折りの携帯電話機に係るものである。



(引用：公知資料番号 HJ1803158000)

5. 裁判所の判断

原告は『本願意匠は、一覧表示される複数動画の画像自体が、拡大表示及び上下左右の移動のための操作画面となっているという、操作性に係る構成態様に特徴付けられたものである。』

これに対し、画像1及び2は、いずれもこのような構成態様を備えたものではなく、表示された画面を選択操作するための操作手段や操作状況を表すためのスクロールバー、選択ボタン等の表示が必須不可欠である。

このような操作性に係る態様の考慮を欠いたまま、画像1及び2から四角形枠の形態のみを恣意的に取り出すことは、本願意匠に係る当業者が想起することのできることはないから、画像1及び2は、当業者が本願意匠の創作に当たり基礎にするようなものとは到底想定できない。』と主張した。

また、原告は『本願意匠は、審決も認める「新規な機能」や「技術的な革新性」を意匠的に実現した、新

規にして創作性のある操作性に係る態様を含む意匠である。意匠法に、「動画が表示される」形態が意匠の対象にならないとの規定はないこと、同法2条2項は操作画像が意匠の対象になると規定することなどからすれば、本願意匠の創作容易性の判断に当たっては、動画が動画のまま表示される操作性に係る態様についての本願意匠の着想の新しさないし独創性を判断対象とすべきである。』と主張した。

しかし、裁判所は以下のように判断した。『意匠法2条2項は、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」について、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に含まれるものとして、これを意匠法の保護対象としており、これによれば、ある意匠に含まれる画像が、意匠法2条2項の規定する画像を構成するためには、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像であることが必要である。

そうすると、意匠法2条2項の画像を含む意匠として出願された画像中に、当該物品とは独立した内容の画像が表示されている場合、当該画像の表示部の配置や形状については、当該物品の操作の用に供される画像の一部を成すものとして意匠の対象となり得るとしても、その内容については、当該物品の操作の用に供されるものということではできないから、意匠を構成するものではないこととなる。そして、このことは、画像の内容が静止画であると再生中の動画であることを問わないから、「表示部に表示される画像が再生中の動画であること」は、意匠の構成要素を成すものではないというべきである。

また、意匠法上の意匠として保護されるためには、当該意匠が具体的なものとして特定されていることが必要であると考えられるところ、物品とは独立した内容の画像については、それ自体としては静止画であれ動画であれ具体的なものとして特定されていないから、当該画像については、この点においても意匠の構成要素を成すものではないと考えられる。

これを本願画像部分についてみると、動画一覧表示部に表示される動画は、意匠に係る物品である携帯情報端末とは独立した内容のものである上、それ自体としては具体的なものとして特定されたものではないから、意匠の構成要素を成すものではなく、画像の選択

及び拡大や上下ないし左右への移動の操作の用に供されているのは、動画一覧表示部に表示された個々の縮小動画というよりも、むしろ、個々の動画コンテンツを表象する枠（矩形部）であると考えるのが相当であり、かかる用に供される枠と動画の表示部とを一致させたからといって、本来意匠法の保護対象としての意匠を構成しない動画それ自体が意匠を構成することとなるものではないというべきである。

よって、本願画像部分において、動画一覧表示部に表示された個々の縮小動画は意匠を構成せず、したがって、「表示部に表示される画像が再生中の動画であること」が、本願意匠の構成要素を成すものということではできない。

以上によれば、本願意匠が、一覧表示される複数動画の画像自体が操作画面になっているという操作性に係る構成態様を有するとの原告の主張は採用することができない。』

そして裁判所は、上記の判断を前提として、本願意匠の態様(A)～(F)について、「配置態様としてはありふれたもの」「当業者が適宜なし得ること」「ありふれた構成」「当業者が適宜選択することができるもの」「広く知られた手法から容易に創作することができたもの」等と認定した。

6. 考察

・争点が創作非容易性なので、原告が主張したロジックも、特許の進歩性の判断について用いられるロジックに、なんとなく似ているように感じた。

つまり、画像1にも画像2にも記載されていない構成（＝動画の画像自体が操作画面となっている）をまず見つけ出し、この構成を画像1からも画像2からも備えることができないから創作非容易、というロジックである。しかし、物品と独立した内容の画像が意匠を構成しないことを理由に、これは評価されなかった。意匠法は物品の美的外観を保護する制度であり、画像も物品の外観に現れるものではあるが、動画の内容（例えば映画）を含めて一つの意匠を特定することは出来ないという趣旨であろう。

・原告は、携帯情報端末に係る意匠について48件の意匠登録を受けている。これらとともに、GUIに係る意匠の創作非容易性を研究すれば、何らかの手掛かりが得られるかもしれない。

（原稿受領 2015. 4. 1）